

小さな掛金で不慮の事故によるあらゆるケガを保障
 入院重視型、生命重視型で保障は万全

傷害共済

I型・II型・III型・IV型・ファミリー型

- 入院共済金は、診療開始1日目から1年間保障、通院共済金は、診療開始1日目から180日間保障します。(免責日はありません。)
- 仕事中はもちろん、日常生活での不慮の事故も保障します。
- 疾病(病気)死亡の際にも弔慰金をお支払いします。
- 共済金のお支払いは、全額契約者に直接お支払いします。

入院
共済金

1日 **10,000円**
(I型加入・69歳以下の方の場合)

通院
共済金

1日 **4,000円**
(I型加入・69歳以下の方の場合)

自動車事故(人身事故)が起きた場合に
 契約者に見舞金を支給

ハンドル共済

自動車事故費用共済

内容と
特色

- 契約者を救済する見舞金共済です。
- 人身事故発生時(相手側に負傷者がでた場合)に必要な見舞金や弔慰金など、保険の適用以外に必要な当面の出費を補てんします。
- 自賠責保険や任意保険(対人)とは、全く関係なくお支払いします。
- 身体を害した加入者及び被害者の双方とも給付の対象となります。
- 共済金のお支払いは、全額契約者に直接お支払いします。
- ナンバー登録車両が契約対象となります。

共済掛金(年払いのみ)

車種	掛金
自家用乗用自動車	9,000円
自家用軽乗用自動車	4,500円
自家用普通貨物自動車(2t超)	16,500円
自家用普通貨物自動車(2t以下)	13,500円
自家用小型貨物自動車	9,000円
自家用軽貨物自動車	4,500円

保障金額

死亡事故共済金 事故の日から180日以内の死亡	300万円
後遺障害事故共済金 査定は損保障等級を準用	1級 300万円~12万円 14級
入院共済金 実入院を受けた日数365日を限度	入院 4,500円×日数 通院(含む往診) 2,250円×日数

※共済金は、1契約について総額300万円を限度とします。また、入院共済金は1事故について、被害者が複数の場合は、入院・通院を通じて1日最高18,000円を限度とします。

●上記の保障以外で、事故の相手側に死亡・負傷が生じた場合、当面の出費を補てんする臨時費用共済金も付加されております。

登録自動車の運転者

- お支払いの対象となる登録自動車の運転者は、
 ①契約者
 ②契約者の従業員(家族従業員を含む。)
 ③個人契約者の同居の親族
- もし、これら以外の方が常に登録自動車を運転される場合には、自動車1台につき2人まで届出(届出運転者)することにより対象となります。

共済掛金の税法上の扱い

- 全額損金または必要経費となります。

※この共済の保障対象となる方を「被共済者」といいます。

保障内容	入院重視型		生命重視型		ファミリー型		
	I型	II型	III型	IV型	本人	配偶者	親族
掛金(月額) (被共済者1名につき)	2,000円	1,000円	2,000円	1,000円	(1家族) 3,000円		
加入年齢 (被共済者契約時年齢)	満15歳~満69歳以下(継続は75歳まで)				満15歳~満69歳以下 (配偶者、親族の年齢制限はありません)		
保障期間	入院1日目~1年間、通院1日目~180日間						
入院共済金 (1日につき)	10,000円	5,000円	4,000円	2,000円	5,000円	4,000円	3,000円
70歳以上	5,000円	2,500円	2,000円	1,000円			
通院共済金 (1日につき)	4,000円	2,500円	1,500円	1,000円	3,500円	2,500円	1,000円
70歳以上	2,000円	1,250円	750円	500円			
往診共済金 (1日につき)	8,000円	4,000円	4,000円	2,000円	4,200円	3,400円	2,500円
70歳以上	4,000円	2,000円	2,000円	1,000円			
手術共済金	20万円~5万円	10万円~2.5万円	20万円~5万円	10万円~2.5万円	—	—	—
70歳以上	10万円~2.5万円	5万円~1.25万円	10万円~2.5万円	5万円~1.25万円			
後遺障害共済金 査定は労災障害等級を準用	1級 300万円~12万円 14級	1級 60万円~2.4万円 14級	1級 1,000万円~40万円 14級	1級 300万円~12万円 14級	1級 500万円~20万円 14級	1級 400万円~16万円 14級	1級 150万円~6万円 14級
70歳以上	150万円~6万円	30万円~1.2万円	500万円~20万円	150万円~6万円			
死亡共済金 (交通事故によるもの)	500万円	100万円	1,500万円	600万円	500万円	400万円	150万円
70歳以上	250万円	50万円	750万円	300万円			
死亡共済金 (不慮の事故によるもの)	300万円	60万円	1,000万円	300万円	500万円	400万円	150万円
70歳以上	150万円	30万円	500万円	150万円			
死亡弔慰金 (病気によるもの)	30万円	15万円	100万円	50万円	25万円	—	—
70歳以上	6万円	3万円	20万円	10万円			

I・II・III・IV型

- 年齢は満15歳以上満69歳以下の健康な方(継続は75歳まで)
- 法人であれば、役員とその事業に従事する従業員
- 個人であれば、事業主とその事業に従事する従業員及び事業主と生計を共にする親族

被共済者として加入できる方
(保障対象となる方)

共済掛金の税法上の扱い

- 法人が役員・従業員のために負担した掛金は全額損金となります。
- 個人では従業員のために負担した掛金は必要経費となりますが、事業主及び事業主と生計を共にする親族は経費となりません。

ファミリー型

- 契約者本人(年齢は満15歳以上満69歳以下の健康な方)
 保障対象者は、契約者本人並びにその家族とし、家族の範囲は次に掲げる方で、その続柄は共済事故発生時によるものとします。
 ●契約者本人の配偶者
 ●契約者本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
 ●契約者本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子(学生など)
- 必要経費となりません。

ケガによる
入院

後遺障害
にも対応

通院や
往診にも
1日目から
保障

ご加入できるのは

- 共済に加入を希望される方は、まずは、組合員になっていただきます。組合員資格は、石川県内で事業を行っている中小企業者です。(法人・個人を問いません。)
- 共済契約者(掛金支払者)は、原則、組合員となられた方です。組合員が個人事業主の場合、組合員である個人事業主本人が共済契約者となります。また、組合員が法人企業の場合、法人企業が共済契約者となります。なお、法人企業の役員で、ファミリー型へ加入を希望される場合は、役員個人の立場で、加入することが可能です。(員外加入)

組合出資金

- 組合に新規加入する場合、1,000円(1口)の出資金が必要となります。なお、組合を脱退する場合、出資いただいた額を限度として、脱退時の組合財産に照らし合わせ、出資金(持ち分)をご返還いたします。

お申込み手続き

1. 加入申込書(預金口座振替依頼書)に必要な事項をもれなく記入してください。
2. 加入申込書とともに出資金1,000円、初回掛金を取扱代理所(商工会等)にご提出ください。(追加加入の場合、出資金は必要ありません。)
3. 第2回以降の掛金は自動振替となります。
4. この共済契約はお申込内容に特に問題なければ、傷害共済については、お申込日(初回掛金入金日)の翌日午前0時より、ハンドル共済については、お申込日(初回掛金入金日)当日午後4時より保障が開始されます。

掛金は、自動振替で便利です。

満期日の1か月前までに契約者から特にお申出がない場合は、更新できなくなるまで現契約を自動更新させていただきます。

掛金のお支払いは預金口座から自動振替!

口座振替取扱金融機関/都市銀行・地方銀行・信用金庫・信用組合・JA等の県内の本支店

注意事項

傷害共済

共済金のお支払いができない主な場合

- 被共済者の自殺
- 天災、事変によって生じたケガ
- 共済契約者、被共済者の故意または重大な過失によって生じたケガ
- 医療機関以外で治療した場合(たとえば、はり、灸、マッサージなど)
- 酒酔い・無免許運転(無資格を含む)などの道路交通法違反により生じたケガ
- 契約申込書の告知内容が事実と異なる場合

共済金のお支払いが制限される主な場合

- 外傷による内部疾患(注)の併発の治療については、次のとおり共済金の限度額を設けており、その限度額内のお支払いとなります。
I型—30万円 II型—15万円 III型—12万円 IV型—6万円
(なお、70歳以上の継続加入者は、それぞれ半額となります)
ファミリー型—契約者本人及びその配偶者—15万円
その他親族—6万円
- (注) 頸部症候群、頸肩腕症候群、腰部症候群(圧迫骨折、横突起骨折は除きます)等の神経障害を含みます。
- 複数の被共済者が同一事故でケガ及び死亡し、その支払い総額が5,000万円を超える場合。
- ケガによる治療中に他のケガにより同時治療を受けた場合。
- 柔道整復師による治療を受けた場合、通院共済金の保障日数に制限を設けています。
①骨折の場合: 受傷日から60日以内
②不全骨折の場合: 受傷日から40日以内
③脱臼、捻挫、打撲等の場合: 受傷日から30日以内

ハンドル共済

共済金のお支払いができない主な場合

- 契約者、契約者の従業員及び届出運転者以外の者が運転中に事故にあった場合
- 事故の原因が共済契約者または運転者の故意による場合
- 酒酔運転、無免許運転(無資格を含む)などによる事故の場合
- 事故の原因が自然災害によるもの(地震・台風・洪水など)

加入についてのお問い合わせ及び連絡先

あなたの地域の商工会

または

石川県中小企業共済協同組合

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地(石川県商工会連合会内)
TEL 076-268-7300

ケガをしたら…、
自動車事故にあったら…
左記へご連絡を!!



傷害共済

小さな掛金で
不慮の事故による
あらゆるケガを保障
入通院重視型、
生命重視型で
保障は万全

ハンドル共済

自動車事故
(人身事故)が
起きた場合に
契約者に見舞金
を支給

まさかの時の
安心保障、
どんなケガにも、
自動車事故にも
満足のサポート。

年齢・性別・職種にかかわらず
掛金は一律です。

中小企業共済
石川県中小企業共済協同組合